

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年10月26日開催 日本投資顧問業協会]

### 1. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議への提出物について

- 10月12・13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。今後は11月半ばに首脳会議が開催される予定。
- 今回のG20では、金融分野における様々な論点（サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介、クロスボーダー送金の改善、気候関連金融リスク、暗号資産、金融包摂、マネーロンダリング等）が議論された。G20への提出物のうち、サステナブルファイナンスと暗号資産に関する報告書を紹介する。

#### <サステナブルファイナンス>

- サステナブルファイナンスに関し、
  - ・ G20サステナブルファイナンス作業部会が作成した「2022年G20サステナブルファイナンス報告書」
  - ・ FSBが提出した「気候関連開示に関する進捗報告書」が提出された。

#### 「2022年G20サステナブルファイナンス報告書」について

2050年ネットゼロ目標の達成に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行に向けたトランジションファイナンスの重要性が高まり、今や多くの国際会議で議論されている。

特に2022年のG20では、トランジション活動や投資を特定する手法、投資家への情報提供等に関する原則を定めた「トランジションファイナンスのための枠組み」が策定された。

また、2021年のCOP26を契機として、ネットゼロにコミットする金融機関も急増した。他方で、中小企業等の排出量見通しについて確たるデータの入手や多排出セクターの段階的移行（managed phase-out）に係る説明責任遂行の困難さも課題となっている。2022年のG20では、こうした論点を踏まえ、金融機関によるコミットメントの信頼性を強化するため、当局、国際ネットワーク、金融機関向けのハイレベルな勧告が策定された。今後も、各国事例の共有などにより、コミットメントの信頼性確保や実施段階における進捗を追跡する取組みのフォローなどが期待されている。

### 「気候関連開示に関する進捗報告書」について

気候関連開示に関するFSBの報告書では、

- ✓ 国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、
- ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり各国が直面する課題

について報告されている。

国際的な枠組みの策定については、ISSBが策定するサステナビリティ関連情報開示の枠組みを実施するにあたって、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証の基準策定に着手しているほか、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が倫理規定等について改訂の作業に着手している。

### <暗号資産>

- 暗号資産については、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表された議長総括において、これらの議論が歓迎されている。
- FSBからの3つの報告書は、具体的には、
  - ・ 第一は、暗号資産に対する9つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。

- ・ 第二は、2020年10月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、2022年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。
  - ・ 第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後のFSBの作業方針に関する報告書である。FSBは、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を2023年夏までに最終化させ、その後は2025年末までに各法域での実施状況のレビューを行う予定である。
- 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化しており、今後、FSBの勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

## 2. IOSCO 年次総会の結果について

- IOSCO（証券監督者国際機構）は、10月17日から19日にかけて、年次総会をモロッコ・マラケシュにて開催した。その結果の概要について共有する。
- 代表理事会では、サステナブルファイナンス、NBFI、金融商品の評価に係る国際基準策定に向けた国際評価基準審議会（IVSC）との協力関係の締結等について議論が行われるとともに、金融庁から有泉国際総括官が、2022年から2024年までの任期で代表理事会の副議長に選任された。
- また、アジア太平洋地域委員会（APRC）では、IOSCO初の当局間の監督上の情報交換枠組みである監督MMoUについて、金融庁を含む多くの当局が署名を行ったほか、暗号資産等について議論も行われた。さらに、APRC議長についても、有泉国際総括官が新たに議長に選任された。
- これらの会議体は、国際的な規制上の課題への対処等に関する検討・調整を行う役割を担っており、代表理事会副議長職、APRC議長職への選任は、我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映するという観点から、非常に重要であると考えている。引き続き、協会と緊密に連携したい。

### 3. 2022 事務年度金融行政方針の公表について

- 2022 年 8 月 31 日、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 本方針の内容は、3 本柱で構成しており、
  - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
  - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
  - ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、などを盛り込んだ。
- この3つの柱のうち、第二の柱の中で3点申し上げたい。
- 第一は、国民の安定的な資産形成についてであり、資産所得倍増プランが年末に策定される予定のところ、2022 事務年度においては、NISA の抜本的拡充、国民の金融リテラシーの向上、顧客本位の業務運営の確保について企画市場局と連携しつつ検討することになっている。

- 第二に、資産運用の高度化についても金融行政方針に盛り込んでいる。この中には、二つの施策があり、①資産運用会社におけるプロダクトガバナンス体制について対話を行うこと、②アセットオーナーのほか、資産運用会社等と連携し、運用上の課題等を検討することである。
- 第三に、サステナブルファイナンスの推進について、特に、述べたい。このテーマについては、今回、下記の参考にある5点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3点について述べると、
  - ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、有識者会議の下に新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
  - ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに有識者会議の下に設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
  - ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針においてESG要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどのような課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。
- このうち、3点目に関連して、各投資顧問業協会会員におかれては、PRI（責任投資原則）への署名をはじめ、ESG投資の取組をけん引いただいている。サステナブルファイナンス有識者会議の場をはじめとする様々な場において、国際的な目線も踏まえたESG投資の実務的な着眼点や課題について、意見をいただければ幸い。

（参考）2022 事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

- （1） 開示の充実

- TCFD 開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
  - 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJ の法令上の位置づけ等について検討
- (2) 市場機能の発揮
- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
  - 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正
  - ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9月5日まで市中協議）を最終化
  - 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
  - GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグの稼働に向け、積極的に貢献
  - カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討
- (3) 金融機関の機能発揮
- 2050 年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンス（仮称）を策定
  - 地域金融機関による企業支援を推進
  - 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
  - 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論
- (4) インパクトの評価
- 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化
- (5) 専門人材の育成等
- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大

学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討

- 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

#### 4. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 8月末に2022事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2022事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、協力いただきたい。

#### 5. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 9月9日、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事業者の報告を取りまとめ、公表したものである。
- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。
- 金融事業者が顧客本位の業務運営の「見える化」に取り組むことは、

- ・ 自らの取組みの差別化を示すことができるなど、顧客を含む様々なステークホルダーに対するPRになる、
- ・ 経営陣が営業職員の顧客に向き合う姿勢を検証できる、
- ・ 営業職員が日頃の営業姿勢を見直す良い契機にもなる、

と考えられるため、各社におかれては、その趣旨を理解の上、経営陣の十分な関与の下で、しっかりと対応いただきたい。

## 6. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っている。
- 2022年3月にオンライン広告を配信し、金融庁ウェブサイトへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月15日から再度、オンライン広告を実施しているので、是非ご覧いただきたい。
- 金融庁では引き続き、継続的顧客管理に係る広報を積極的に進めていくので、各協会で行われているマネロンの広報活動で連携できるものがあれば、是非お声がけいただければ幸い。

## 7. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- 各金融機関で進められているマネロンリスク管理態勢の整備状況について確認するため、昨年同様、各金融機関にフォローアップアンケートを送付した。
- 2024年3月末までの態勢整備の期限まで残り約1年半となっている。金融庁としては、各金融機関の取組状況を適切に把握したいと考えており、9月末時点の態勢整備状況について、回答へ協力いただきたい。



## 8. 資産運用の高度化及び投資助言・代理業者に対するモニタリングについて

- これまで、国内大手の資産運用会社やグループ親会社との間で、経営体制、プロダクトガバナンス、目指す姿・強みの明確化、という3つの課題について対話を継続し、これらの内容について、2022年5月に「資産運用業高度化プログレスレポート2022」として取りまとめ公表したところ。
- 8月末に公表した「金融行政方針」にもあるとおり、「プロダクトガバナンス体制」については、顧客利益最優先の観点から、経営陣主導により実効性確保に向けた取組みが行われているか、その具体的な対応状況や成果について、重点的に対話を継続していきたい。
- また、金融行政方針では、投資助言・代理業者に対するモニタリングとして、インターネット・SNS等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していくこととしているので、各社においては引き続き適切な業務運営に努めていただきたい。

## 9. 投資助言・代理業者による不適切な行為について

- 2022年2月の意見交換会以降、投資助言・代理業者2社に対して、監視委による検査の結果、無登録での第一種金融商品取引業や無登録業者への名義貸し、顧客に対して虚偽のことを告げること等の不適切な行為が認められ、行政処分を行った。
- それらの業者は、いずれも日本投資顧問業協会の会員ではなかったが、金融商品取引業者に対しては、顧客本位の業務運営を徹底し、真に顧客の利益に資する行動が求められている。
- 協会においては、研修等により会員の法令遵守体制の構築を進めていただいているところであるが、引き続き法令遵守意識の向上に取り組んでいただき、法令違反行為の発生防止に協力いただきたい。

## 10. 拠点開設サポートオフィスにかかる取組みについて

- 国際金融センターの実現に向けた拠点開設サポートオフィスの取組みについては、2021年1月に同オフィスを開設して以降、本日（10月26日）までに、登録が計12件行われたところ、うち8件は、投資運用業又は投資助言・代理業の登録となっている。
- また、2022年3月には一定の要件を満たす外国証券会社を英語登録等の対象に加えたほか、2022年10月末には組合型ファンドの販売勧誘等を行う二種業まで拡大する予定。
- 今後も、内外の参入を希望する資産運用会社等がスムーズに登録・入会手続きを行うことができるようにしていくことが重要であると考えており、引き続き、協力いただきたい。

## 11. LIBORの公表停止に向けた移行対応について

- 2022年12月末及び2023年6月末に予定されているシンセティックLIBOR（円・ポンド）及び米ドルLIBORの公表停止に向けて、8月下旬に一部の運用会社に対してLIBOR移行対応状況に係るアンケート調査を依頼したところ。
- 調査対象となっていない会社も含めて、各金融機関には移行対応を適切に進めていただく必要があるものと考えており、まずは現状を正確に把握した上で、関係者と調整を図りながら移行対応を計画的に進めていただきたい。

## 12. REVICareer（レビキャリア）へのご登録について

- 2022年8月26日（金）、REVICに整備した人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」において、大企業社員の個人登録を開始した。
- REVICareerの人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があが

っており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったもの。

- 人事部で登録者を登録・管理いただいている金融機関においても、個人登録の枠組みを活用して、登録・管理の負担軽減に繋げていただくこともできると考えており、不明点等あれば、金融庁まで遠慮なく問合せいただきたい。

(以 上)